

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 3 日

都道府県情報政策担当課 御中
同 標準化対象事務担当課 御中
市区町村情報政策担当課 御中
同 標準化対象事務担当課 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る住所・所在地関係データベース
(アドレス・ベース・レジストリ)の実装が完了するまでの間の対応について

平素より、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた取組に御尽力いただき、
厚く御礼申し上げます。

先般、「住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）における町字マスターの公開について（通知）」（令和 7 年 5 月 26 日付事務連絡）によりお知らせしたとおり、令和 7 年 6 月 1 日に全地方公共団体分の町字データを公開したものの、一部地方公共団体においては、留意が必要な事象が発生しています。

つきましては、標準準拠システムの稼働時において、アドレス・ベース・レジストリ町字データの実装が困難な場合の取扱いについて、別添のとおりお知らせいたします。

【連絡先】

担 当：デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム

(担当) 米田、池端、加藤、下田

電 話：03-6891-1270

メー ル：git-local_package@digital.go.jp

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

アドレス・ベース・レジストリ町字データ の実装が完了するまでの間の対応について

2025/10

デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

ベース・レジストリ班 アドレス・ベース・レジストリ担当

目次

1. アドレス・ベース・レジストリと地方公共団体情報システムの標準化
（参考）基本データリストにおける町字データの規定について
（参考）自治体保有データとABRの関係性について
2. ABR町字データの実装が完了するまでの間の対応方針について
（留意事項）独自IDでの連携について
3. その他寄せられたご質問について

1. アドレス・ベース・レジストリと地方公共団体情報システムの標準化

- データ要件・連携要件標準仕様書では、町字を入出力する際の規定として、「アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を用いること」としています（次頁参照）
- アドレス・ベース・レジストリ（以下「ABR」という。）^{*1}における町字データは、令和7年3月末に公開を予定していたところ、整備に時間を要し、リリース日を令和7年6月1日に変更しています^{*2}。また、令和7年6月1日に全自治体分の町字データを公開していますが、一部自治体においては、留意が必要な事象が発生しています^{*3}。

（*1）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第31条に規定する「公的基礎情報データベース」のうち、住所・所在地関係のデータベースをいう。

（*2）「住所・所在地関係データベース整備に向けた町字データの公開時期の変更について」（令和7年3月21日付事務連絡）

（*3）「住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）における町字マスターの公開について（通知）」（令和7年5月26日付事務連絡）

- ABRのリリース日の遅れ等を背景として、地方公共団体及び事業者から、**標準準拠システム稼働時にABR町字データの実装^{*4}が困難な場合の取扱い**について問合せがあったことから、開発事業者に対するヒアリング等を実施した上で、**ABR町字データの実装が完了するまでの間の対応方針を「2. ABR町字データの実装が完了するまでの間の対応方針について」のとおり、決めました。**

（*4）標準準拠システムがデータ入出力を行う際に、基本データリストに規定されたとおりにABR町字データを用いること

(参考) 基本データリストにおける町字データの規定について

○「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書」において、各システムのデータ項目「住所_町字コード」について、以下のとおり規定しております。

■地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト（住民基本台帳）【第3.1版】

水色セル：各グループにおける主キーのデータ項目

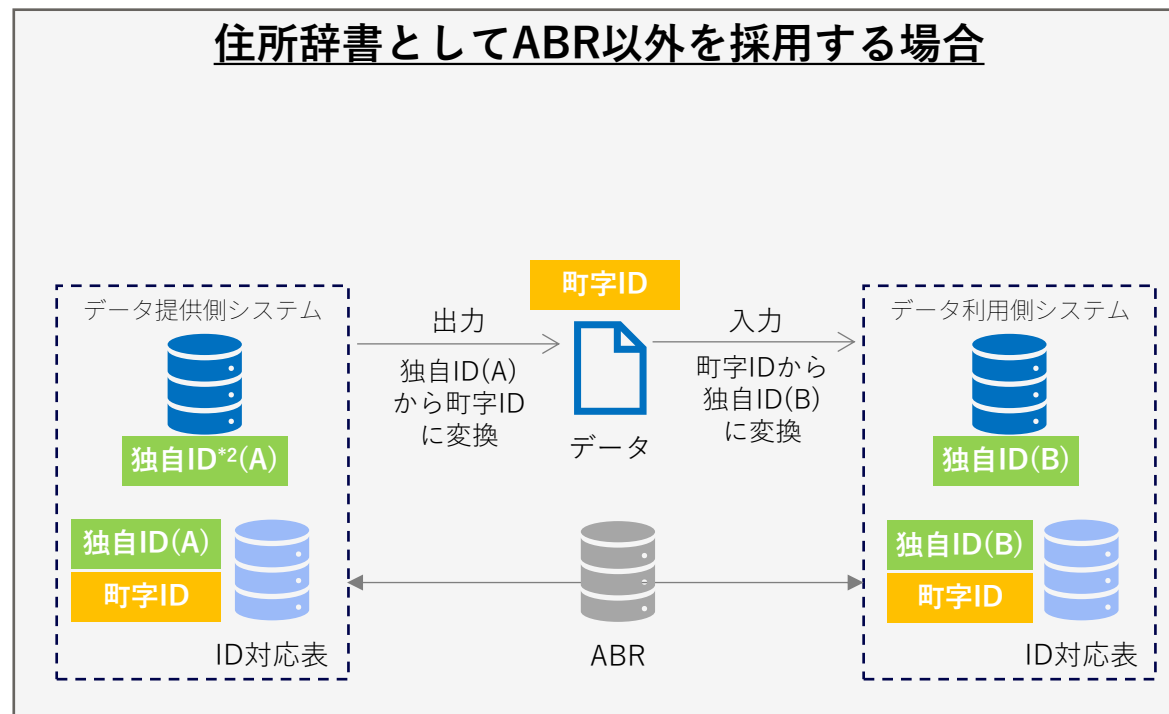
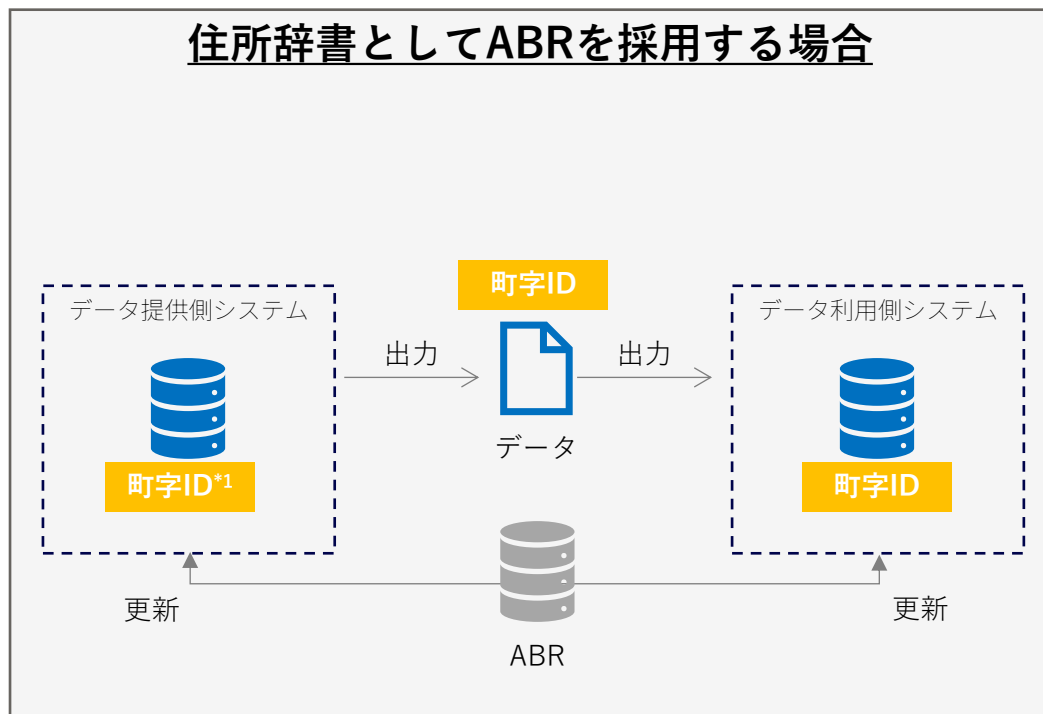
項目説明：※※で始まる記載については、データ出力条件が「条件付き必須」の場合の条件を記載

データ項目ID	データ項目	項目定義	項目説明	サンプル値	実装 種類	備考
001 00051	住所_市区町村コード	住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	総務省「全国地方公共団体コード」に従って6桁のコード値を設定すること	131016	◎	データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】にて修正 データ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】にて修正
001 00052	住所_町字コード	住所（町字）を一意に識別できるコード	・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること	0011001	◎	データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】にて修正 データ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】にて修正
001 00053	指定都市_行政区等コード	自治体ごとに定める任意の行政範囲を示すコード	・指定都市は実装必須機能 ・各自治体 ・総合支所			データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】
001 00054	住所_都道府県	住民票の個人の住所における都道府県				
001 00055	住所_市区郡町村名	住民票の個人の住所における市区郡町村名				
001 00056	住所_町字	住民票の個人の住所における町字（丁目を含む）	※※001000			
001 00057	住所_番地号表記	住民票の個人の住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する）	住所に番地号が存在する場合は、出力すること	1008番地 1番6号	◎	にて修正 データ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】にて修正

・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること
・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること
・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること

(参考) 自治体保有データとABRの関係性について

- 標準準拠システムからABR町字データを入出力できるようにするためには、住所辞書にABRを用いる場合とABR以外の独自辞書（J-LIS・日本加除出版等）を用いる場合で対応が異なります。



(*1) 町字ID：アドレス・ベース・レジストリの町字データにおいて整備された町字のID

(*2) 独自ID：各自治体で利用する住所辞書の町字のID及び各自治体独自で管理する町字のID

(*3) データ提供側システム及びデータ利用側システムが同じ住所辞書等を用いる場合は、同一の独自IDとなる

(*4) データ提供側システムは町字IDを用い、データ利用側システムは独自IDを用いるという複合型も想定される

2. ABR町字データの実装が完了するまでの間の対応方針について

- 標準準拠システム稼働時において、ABR町字データを実装することができない場合は、実装が完了するまでの間、原則、以下の対応をお願いいたします。

【市内住所の場合】

市内住所については、当該自治体において変換表の整備等が可能であることから、原則、ABR町字データの実装を行うようお願いいたします。他方、例外的に実装ができない事情がある場合においては、【市外住所の場合】と同様の対応をお願いいたします。

【市外住所の場合】

市外住所については、データ出力時に町字コードに'9999999'を設定のうえ、住所については文字列項目において判断いただくようお願いいたします。

- なお、町字コード'9999999'において既に連携したデータについて、ABR町字データの実装完了後においても、原則、データメンテナンスを行う必要はありませんが、データメンテナンスを行う場合は、次期システムへの更新時にまとめて実施する等の対応が考えられます。

（留意事項） 独自IDでの連携について

- PMOツール等において、「住所コード等をデータ利用側システムでも区分け等を利用していることから、ABR町字データが実装されるまでの間、現在利用している自治体独自IDのまま連携を行うことを許容してほしい。」というご意見をいただきました。
- この場合、以下の懸念事項について当該自治体及び各事業者において確認のうえ、影響範囲も含め合意形成が可能であり、かつ、ABR町字データの実装後に速やかに連携を切り替えることを前提に、当該自治体及び各事業者の責任において対応いただきますようお願いいたします。

【独自IDを用いて連携する場合の懸念事項】

- ① その後の町字IDへの切り替えを考慮すると、当該自治体内の全てのシステムにおいて同一の独自IDを利用し、不整合が生じないよう対応する必要があります。
- ② 独自IDの住所マスタについては、当該自治体が管理するものであることから、当該自治体において庁内の各事業者に提供する必要があります。また、独自IDに修正が生じた場合は、同様に、当該自治体において庁内の各事業者に提供する必要があります。
- ③ 町字IDへ切り替える際に、既に連携したデータについて、データメンテナンス^{*1}が必要となる可能性があることから、町字IDへの切替のタイミングも含め、事前に各事業者へ町字ID切替時の影響及び作業等の確認が必要です。特に市内住所において、統計や業務固有の地区割等に利用する場合もあることから、十分な確認が必要です。（*1）独自IDと町字IDのID重複の可能性があるため
- ④ 独自IDでの連携は、その期間が長くなるほど、②の運用が必要であり、また、③のデータメンテナンスの影響が大きくなることが想定されます。

3. その他寄せられたご質問について（1/2）

Q 1. ABR町字データの実装ができない場合、当該システムについて特定移行支援システムの報告及び一部機能に係る経過措置の申請は必要か。

A 1. 各システムにおける住所辞書機能について、ABRを用いることを求めるものではないことから、特定移行支援システムの報告及び一部機能に係る経過措置の申請は不要となります。

Q 2. ABR町字データを用いた業務間連携等については、令和8年度以降の調整となって差し支えないか。

A 2. 差し支えありません。留意事項のあるABR町字データの公開データが整備されたうえで、変換表の作成等に着手するものと考えており、ABR町字データの実装までに一定の時間を要するものと考えております。

3. その他寄せられたご質問について（2/2）

Q 3. 町字IDに'9999999'を設定する場合、データ利用側システムにおいて、都道府県・市区郡町村名・町字・番地号表記はどのように編集すべきか。

A 3. 町字IDが'9999999'の場合、都道府県・市区郡町村名・町字・番地号表記の文字列を活用することとなります。データ利用側システムにおいて、都道府県・市区郡町村名・町字・番地号表記の文字列を住所として取り扱えるよう、例えば文字列を連結させる等の編集方法が考えられます。また、データ提供側システムにおいても文字列連結を前提としたデータ出力を行う必要があります。

（参考 1：文字列連結を前提としたデータ出力の事例）

市区町村コード：131016 町字コード：9999999

都道府県：東京都 市区郡町村名：千代田区 町字：霞が関二丁目 番地号表記：1 番 6 号

→連結後は「東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 6 号」となり、データ利用側システムにおいて連結のみで対応可能。

（参考 2：文字列連結を行うと編集時（出力時）に重複表記となるようなデータ出力の事例）

市区町村コード：131016 町字コード：9999999

都道府県：東京都 市区郡町村名：千代田区 町字：null 番地号表記：東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 6 号

→連結後は「東京都千代田区東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 6 号」となり、データ利用側システムにおいて更なる変換が必要となり対応が困難。

デジタル庁
Digital Agency